

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社C（以下「派遣元会社」という。）に採用され、会社D（以下「派遣先会社」という。）において、旋盤加工作業に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月から生産ノルマが増えたにもかかわらず、仕事を教えてもらうこともできず、頭がパニック状態になって同じ物を何個も検査するようになったとし、同年○月○日、E病院Jセンターに受診したところ「統合失調症、人格障害（境界型）」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「傷病名は、妄想、思考の貧困、意欲の欠如が持続して存在しており、社会的又は職業的機能の低下が見られ、これらの症状が半年以上持続していることから『統合失調症』の可能性が高く、また、強い見捨てられ不安、両極性の対人様式、衝動性（自傷、浪費）等の繰り返し、持続する空虚感等からベースとして『境界型人格障害』が存在していると思われた。発病の時期については、『統合失調症』は半年程度前、『境界型人格障害』は長期にわたって存在している。」旨を述べている。これに対し、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、「主治医のF医師の意見、診療録、受診に至るまでの経緯等から、請求人は、平成○年○月頃には『F 4 3. 2 適応障害』を発病していた。」旨を述べている。

当審査会としては、F医師の意見書のとおり、「統合失調症」及び「境界型人格障害」の素因を有する請求人は、特にプレッシャーを感じたと申述している平成○年○月頃に、専門部会の意見のとおり「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと考えることが妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基

づき検討する。

- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表第1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び極度の長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、母Gが代書した平成○年○月○日付け申立書において、「達成困難なノルマが課された」、「仕事内容・仕事の変化を生じさせる出来事があった」、「長時間労働を行った」、「仕事のペース、活動の変化があった」及び「上司とのトラブルがあった」等の出来事があった旨主張している。同主張を精査すると、その趣旨は、ギアセプター（バイクのシートを調整する部品）の加工に当たって、当初は1台の機械で○個を加工することとされていたものが、扱う機械が2台となり、○個を加工する状況になったことに関連しており、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のイの（ウ）に説示するとおり、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に当てはめて検討することが相当であると思料し、以下検討する。

ア 請求人が従事していた業務内容等は、決定書理由第2の2の（1）のアの（ウ）及び同ウの（カ）と（キ）に説示するとおり基本的にはスキルを要しない単純作業であり、女性のパート従業員を含め1人で2台以上の機械を扱って作業を行っており、特に請求人だけが過重なノルマを課せられたとの事情は認められない。また、H社長及びI専務によれば、「請求人の作業ペースが目立って遅いことはなかったが、内径確認をするとき真面目すぎるくらい確認していた」、「作業において請求人が他のスタッフから罵倒されたり叱責を受けていることはなかった」旨述べており、請求人が担当する加工部品の数量が従前より増加した事実は認められるものの、それが他者と比較して大きな負荷をもたらすものであったとは認められず、請求人が同業務を遂行できない状態にあったとも認められない。

イ 請求人の時間外労働時間数については、決定書理由第2の2の（1）のエの（ウ）に説示するとおりであり、仮に請求人の主張どおり、平成○年○月○日の終業時刻について5分遅く訂正したとしても、請求人の時間外労働時間数は、同年の○月○日～○月○日までの期間が38時間46分、○月○日

～○月○日までの期間が7 1時間1 9分、○月○日～同月○日までの期間が5 6時間3 6分となり、月に1 0 0時間を超えるようなものではなかったと認められる。

ウ 以上を踏まえて、当該出来事の請求人の心理的負荷の強度について、認定基準別表1の「心理的負荷の強度を判断する具体例」に照らして判断すると、当審査会としても、「中」の例である「担当業務内容の変更、取引量の急増等により、仕事内容、仕事量の大きな変化（時間外労働時間数としてはおおむね2 0時間以上増加し、月当たりおおむね4 5時間以上となるなど）が生じた」に該当すると判断できるものであり、さらに、当該出来事後の状況についても特に考慮すべきものは認められないことから、決定書理由第2の2の（2）のイの（ウ）に説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「中」とすることが妥当であると判断する。

エ 以上のことからすると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

（4）なお、請求人は、E病院の意見書、Kの聴取書、請求人の聴取書及び決定書などに間違った記載があり、調査して訂正すべきである旨主張しているところ、請求人から提出された意見書及び審理のための処分の申立書における主張について子細に検討するも、仮に症状の推移等が請求人の主張するような経過であったとしても、請求人の業務における心理的負荷の評価に係る上記判断を変更しなければならない事実が明らかになるとは認められず、調査の必要性は認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。